省　令

○農林水産省令第三十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項補助金等の名称の欄中「農地・水保全管理支払交付金」を「農地・水保全管理支払交付金特殊自然災害対策整備費補助金」に、「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助金」を「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助金農業競争力強化基盤整備事業費補助」に、「林業・木材産業改善資金造成費補助金」を「林業・木材産業改善資金造成費補助金森林整備加速化・林業再生事業費補助金森林整備加速化・林業再生整備費補助金」に、「水産物加工・流通等対策事業費補助金」を「水産物加工・流通等対策事業費補助金「水産物加工・流通等対策整備費補助金」」に、「水産業共同利用施設復旧整備費補助金」を「水産業共同利用施設復旧整備費補助金」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十四年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

○政治資金適正化委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年四月十六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一八一	佐藤　恵子	二四、三、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三七五一	彦坂　亮叡	二四、六、二五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一九九一	渡邉　博己	二五、一、九	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

告　示

○総務省告示第百八十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九十条第二項の規定に基づき、登録認定機関として登録した財団法人電気通信端末機器審査協会から登録認定機関の名称及び技術基準適合認定の業務を行う事務所の名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月十六日

総務大臣　新藤　義孝

一　登録認定機関の名称及び技術基準適合認定の業務を行う事務所の名称

変更後	変更前
一般財団法人電気通信端末機器審査協会	財団法人電気通信端末機器審査協会

二　変更年月日

平成二十五年四月一日

○総務省告示第百八十八号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十四号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十六日

総務大臣　新藤　義孝

第三号の表中「財団法人電気通信端末機器審査協会（昭和五十九年三月三十日に財団法人電気通信端末機器審査協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人電気通信端末機器審査協会」に改める。

○外務省告示第百四十号

平成二十五年三月十三日にカトマンズで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

平成二十五年四月十六日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ネパールの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とネパール政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百五十一億三千七百万円（一五、一三七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、タナフ水力発電計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ネパール政府に供与されることになる。

2 (1)　借款は、ネパール政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十二年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1)　借款は、ネパールの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ネパール政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ネパール政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してネパールにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためネパールへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ネパール政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してネパールにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してネパールにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してネパールにおいて課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のための供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してネパールにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

8　ネパール政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。